

令和3年度 保険料率(案)について

Ⅰ. 令和3年度保険料率について【医療分】

1. 平均保険料率

《現状・課題》

- ✓ 協会けんぽの令和元年度決算は、収入が10兆8,697億円、支出が10兆3,298億円、収支差は5,399億円と、収支差は前年度に比べて▲550億円となったものの、準備金残高は3兆3,920億円で給付費等の4.3か月分（法定額は給付費等の1か月分）となった。
- ✓ これは、協会において、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検の強化など医療費適正化のための取組を着実に進めてきたことや、中長期的に安定した財政運営を行う観点から、平均保険料率10%を維持してきたことなどによるものである。
- ✓ 一方、協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、以下の観点などから、今後も予断を許さない状況にある。
 - ・高齢化の進展により、高齢者に係る医療費が今後も増大する見込みであり、特に、令和4年度以降、後期高齢者が急増するため、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること。
 - ・平成29年度半ば頃から被保険者数の伸びが急激に鈍化しており、賃金の動向も不透明であること。
 - ・高額な医薬品や再生医療等製品の薬価収載が増加していくと見込まれること。
- ✓ 加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済情勢の悪化により、令和2年4月～9月にかけて被保険者数の伸びが急激に鈍化するとともに、令和2年10月30日時点で約1,594.7億円の保険料の納付猶予が発生するなど、保険料収入の減少等が見込まれる状況にある。
- ✓ また、医療機関への受診抑制により、加入者一人当たり医療給付費（稼働日数調整後）が 対前年同月比で、令和2年4月から7月までマイナスとなっていたのが、8月は+0.3%、10月は-1.6%となっている。
- ✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から、新型コロナウイルス感染症の影響も含めた、5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーション（詳細はP.6～8参照）を行ったところ、平均保険料率10%を維持した場合であっても、数年後には準備金を取り崩さなければならない見通しとなっている。

1. 平均保険料率

【論点】

- 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和3年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

※ 平成29年12月19日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」

2. 保険料率の変更時期

≪現状・課題≫

- ✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。

【論点】

- 令和3年度保険料率の変更時期について、令和3年4月納付分（3月分）からでよいか。

令和3年度保険料率について(支部評議会における主な意見)

令和2年10月から11月に開催した各支部の評議会での意見については、理事長の現時点における考え(新型コロナウイルス感染症拡大による協会財政に対する影響はあると考えられるが、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと)を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととしている。

意見の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

意見の提出なし	6支部(13支部)	※()は去年の支部数
意見の提出あり	41支部(34支部)	
① 平均保険料率10%を維持するべきという支部	31支部(21支部)	
② ①と③の両方の意見のある支部	5支部(7支部)	
③ 引き下げるべきという支部	2支部(2支部)	
④ その他(平均保険料率に対しての明確な意見なし)	3支部(4支部)	

※ 保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はほぼなし。

令和3年度保険料率に関するこれまでの意見（青森支部）

1. 平均保険料率

- 中長期的な観点から令和3年度の平均保険料率を10%とすることは妥当であると考えますが、新しい不安要素が出ているので、これから出揃ってくる新型コロナウイルスに関するデータはどのような影響を及ぼすのか、どのように対応することを考えるのかということについて、速やかに情報提供していただきたい。
- 新型コロナウイルスの感染拡大による経済情勢の悪化というマイナス要素が出てきたわけだが、令和4年度以降、後期高齢者が急増し、就労者人口が減ってくる状況などを踏まえて中長期的で考えるという本来の考え方からすれば、ここで10%を維持して中長期的にどうなるのかということを見た方が現状に合っているのではないか。
- 新型コロナウイルスの感染拡大という予測がつかない状況においては、最悪の事態を想定して令和3年度の平均保険料率を10%に維持することは仕方ないことだと思う。
- 10年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーションについて、更に新型コロナウイルスの感染拡大という不確定要因が加わると、評議員としては保険料率を何%とすればよいのか見えなくなってくる。このような状況においては、事務局から一步踏み込んだ形で平均保険料率の推奨案を示していただきたい。
- 健康保険制度が安定的に運営されることが最優先される事項であるため、そのために準備金を取り崩すことは問題ないし、平均保険料率を10%に維持することにこだわる必要もない。
- 平均保険料率10%を維持した場合であっても数年後には準備金を取り崩さなければならない見通しであれば、令和3年度の保険料率は最低限10%を維持することとし、新型コロナウイルスによる影響が落ち着いた段階で10%から上げ下げするか考えてもよいのではないか。

- 青森県内の企業経営は大変厳しい状況なので、4.3か月分積みあがっている準備金を活用して保険料率を10%に維持していただきたい。
- 新型コロナウイルス感染症が協会けんぽに与える影響はどの程度なのか。今後、PCR検査やワクチンが接種されるようになった場合の費用負担、保険者負担への影響等を踏まえなければ、保険料率を上げる、下げる、維持の議論はできないのではないかと考える。
- 新型コロナウイルス感染症が地域の社会経済に及ぼす影響は測れない。加えて、準備金を積み立てたり、取り崩したりの定量的目安も具体的に定められていないという中で、平均保険料率を上げるべき、下げるべきといった意見は出しにくい。ただ、協会けんぽの運営が安定的になされることが最優先と考える。そのために準備金を取り崩すこと、あるいは保険料率を見直すこともやぶさかではない。今起きている状況の変化を踏まえた柔軟性のある対応が大事だと思う。
- 根拠なく保険料率を上げるべきではない。ただ今後、医療費が高くなることが想定されるため、保険料率を下げるべきでもないと考え。そうすると結果的には今の10%での維持というのが一番妥当なラインではないか。
- スーパーマーケットのパートの方や、コンビニで働く方など現在解雇になり、失業保険の相談が増えてきている。コロナ禍という緊急事態の中であるため、中長期的な視点ではなく、準備金を取り崩してでも、ある程度対応していく方が良いのではないか。

2. 保険料率の変更時期

- 令和3年4月納付分（3月分）からでよい。

令和2年12月18日開催の運営委員会における令和3年度保険料率に関する議論の概要

【委員の主な意見】

- 現状の保険料率の維持を支持したい。苦しい状況であるが、多くの支部で現状の10%維持で支持しているのではないかと考えている。また、次年度以降も新型コロナウイルスの影響が出る可能性を考えると、将来的な引き上げ幅を緩和するという視野は非常に大事だと考える。
一方で、現在は、事務局が出された資料の法定準備金の予測値に基づき議論しており、今後の法定準備金が予測値よりも積みあがった場合には、次年度に還元するなどの対応や加入者に対するに丁寧な説明が必要になると考える。
最後に、保険制度の趣旨は、将来の不確実性に対する備えということがある。一定程度の準備金を有することは制度の趣旨に反するものではないと考えている。
- 令和3年度の保険料率について10%の維持に賛成である。また、国庫補助率を引き上げるために国へ要望していただきたい。保険料率の変更時期については事務局提案に異論はない。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響を考えると、保険料率の変更は困難であると考えため、2021年度の保険料率は現行を維持すべきである。
- 協会けんぽの令和2年度の収支見込は、去年、保険料率を議論した際の見込の数値よりも上回っている。全国の中小企業からは、新型コロナウイルス感染拡大の苦境の中、少しでも社会保険料等の負担を軽減してほしいとの声が届いている。令和3年度の保険料率について10%を維持することは、コロナ禍で苦境にあえぐ事業主や従業員の理解を得るのは難しいと考える。
また、国庫補助率を上限の20%に引き上げるよう国へ強く要望していただき、財政基盤を強化して欲しい。コロナ禍で苦しんでいる事業主や従業員への支援策を今まで以上に行っていただきたい。

- コロナ禍で経営が悪化している中小企業が増加している。しかし、このような状況であるが、持続可能性の観点から現状の保険料率を維持すべきだと考える。一方で、支出を減らすことが重要になってくると考えるので、支出の抑制につながる政策提言を引き続きお願いしたい。
- 2021年度の保険料率は現行を維持すべきである。中小企業からの視点では引き下げていただきたいという気持ちは強くある。しかし、コロナ禍で先行きが不透明であり、現状として10%の維持が妥当であると考えている。
- 保険料率は現行を維持すべきである。一方で、コロナ禍で保険料率を維持することになると、これまで以上に加入者に丁寧な説明が必要になる。また、保険者機能強化に向けてさらなる取り組みをお願いしたい。

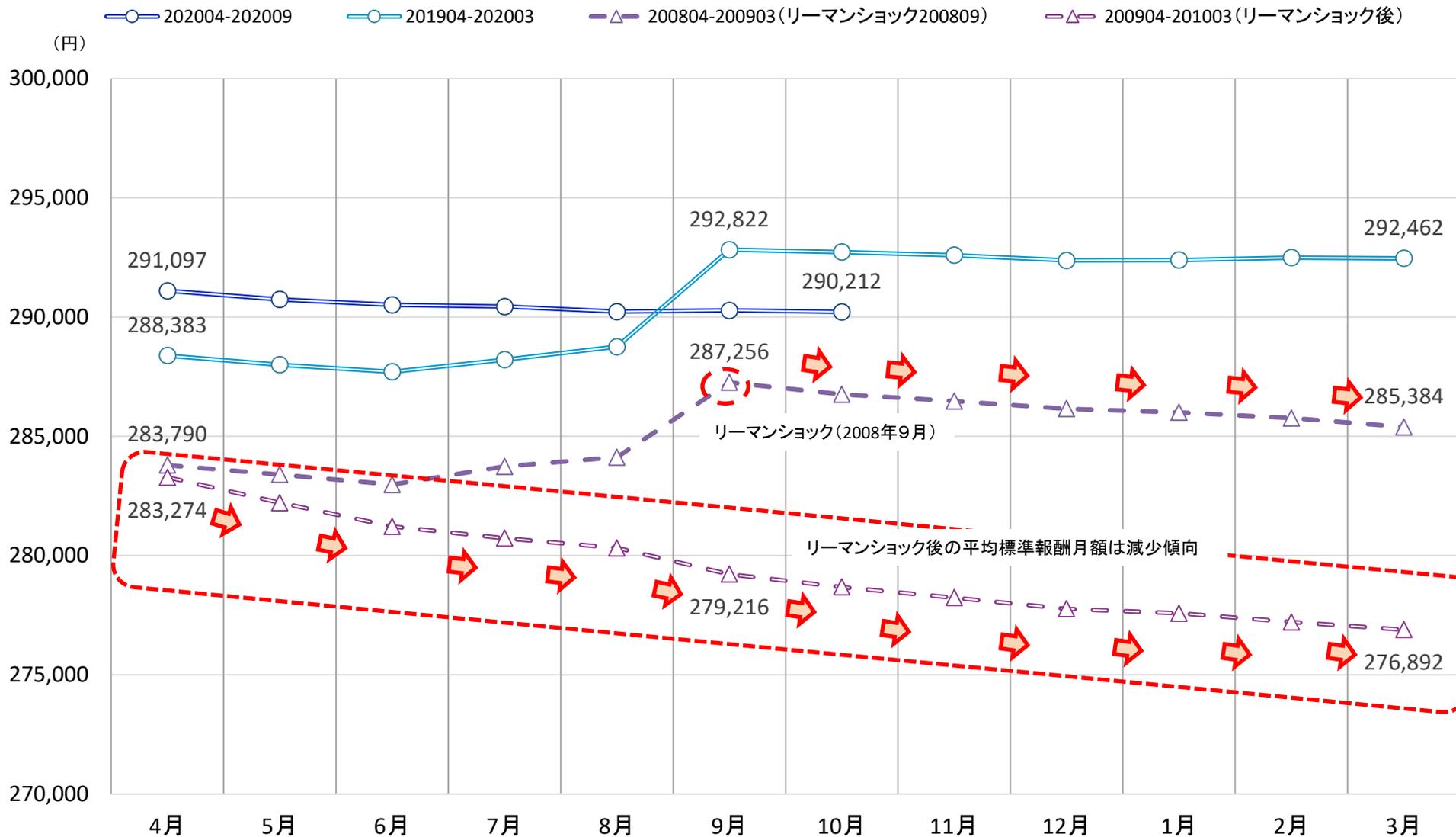
【委員長によるとりまとめ】

令和3年度保険料率について、各委員からご意見をいただき、運営委員会全体としては、10%維持の意見であったとまとめられる。また、保険料率の変更時期については、事務局の提案に対して、特段の異論はなかった。事務局におかれては、このことを踏まえて、都道府県単位保険料率の決定に向けて、必要な調整を進めるようお願いする。

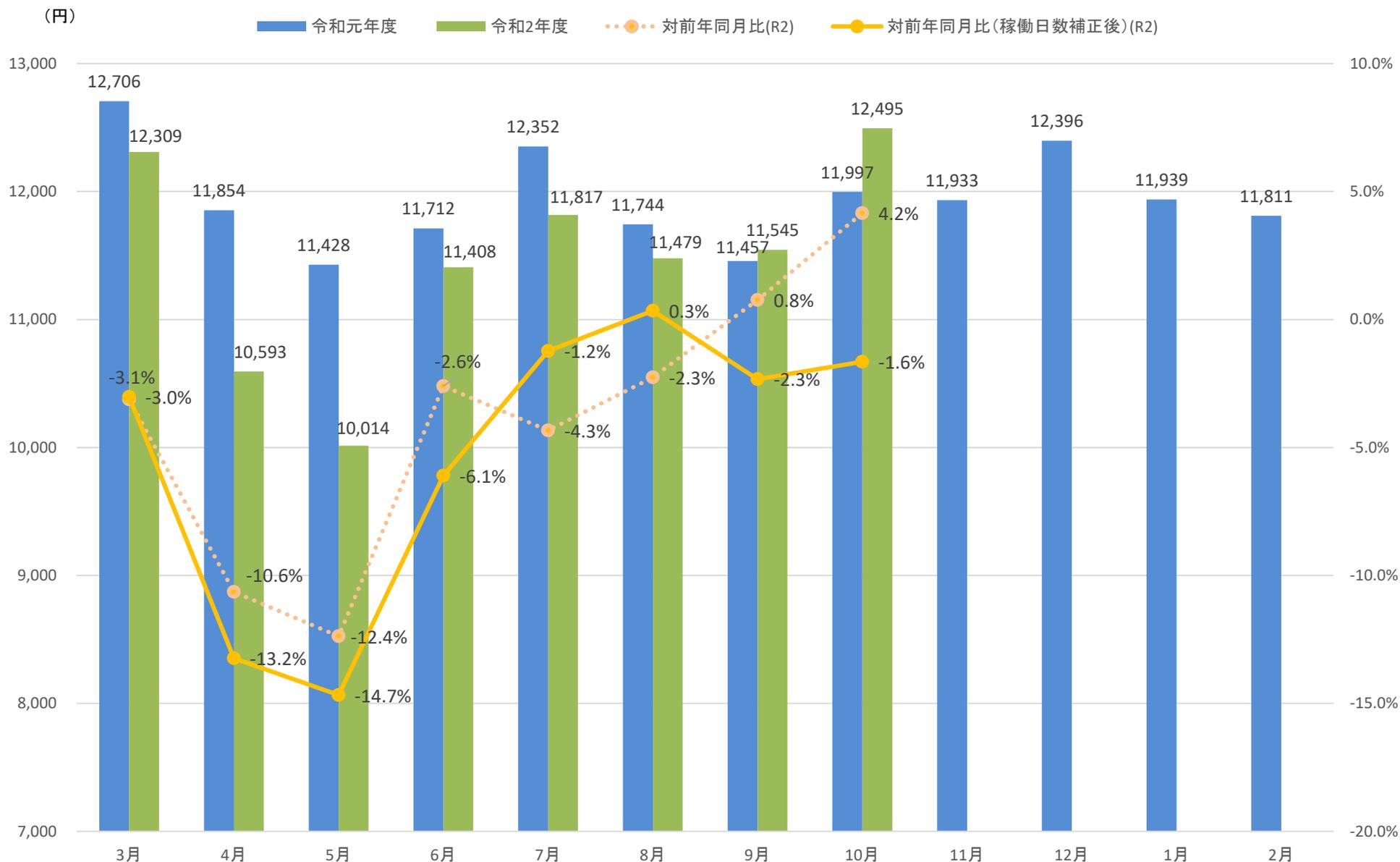
平均標準報酬月額推移

10月数値は速報値

○ 前年度3月の定年退職等や毎年度4月の新規採用に伴い、4月に平均標準報酬月額は減少し、その後4月から6月の給与総額を算定の基礎として9月に標準報酬の改定が行われ増加するのが一般的であるが、今年度は8月に比べ僅かに増加したものの、対前年同月比の伸びはマイナスに転じている。



加入者一人当たり医療給付費と対前年同月伸び率の推移



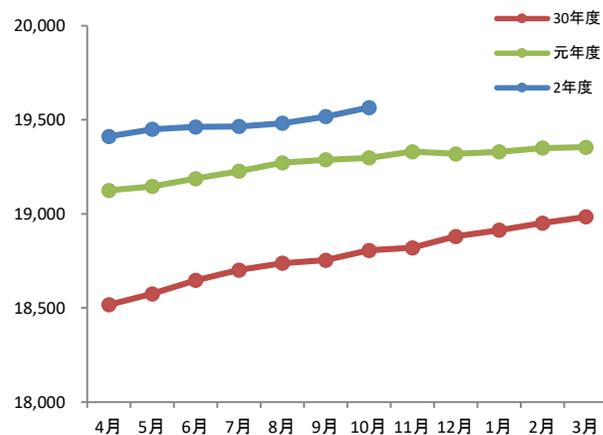
適用関係の推移(青森支部)

- ・事業所数は対前年度と比較して増加傾向で推移していますが、被保険者数と被扶養者数は減少傾向で推移しています。
- ・平均標準報酬月額是对前年度と比較して増加傾向で推移しています。

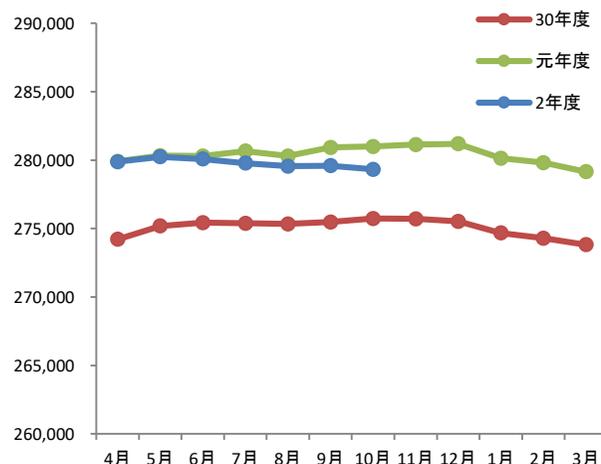
	事業所数(件)		加入者数(人)				平均標準報酬月額(円)			
		対前年度		対前年度	被保険者数(人)	対前年度	被扶養者数(人)	対前年度		
平成29年度平均	18,167	5.0	444,625	0.9	271,439	2.5	173,185	-1.4	236,327	0.9
平成30年度平均	18,774	3.3	445,461	0.2	275,066	1.3	170,395	-1.6	239,733	1.4
令和元年度平均	19,269	2.6	448,632	0.7	280,404	1.9	168,227	-1.3	242,999	1.4
令和2年度平均	19,479	1.1	443,818	-1.1	279,782	-0.2	164,036	-2.5	243,990	0.4
令和2年4月	19,412	1.5	445,038	-1.0	279,889	-0.01	165,149	-2.5	243,684	1.2
令和2年5月	19,450	1.6	444,140	-1.0	280,240	-0.03	163,900	-2.6	243,459	1.1
令和2年6月	19,462	1.4	443,823	-1.0	280,085	-0.1	163,738	-2.5	243,311	1.2
令和2年7月	19,465	1.2	443,522	-1.2	279,777	-0.3	163,745	-2.7	243,651	1.1
令和2年8月	19,482	1.1	443,409	-1.1	279,564	-0.3	163,845	-2.6	243,897	1.0
令和2年9月	19,517	1.2	443,561	-1.3	279,593	-0.5	163,968	-2.6	244,981	0.2
令和2年10月	19,565	1.4	443,235	-1.4	279,329	-0.6	163,906	-2.7	244,947	0.2

速報値

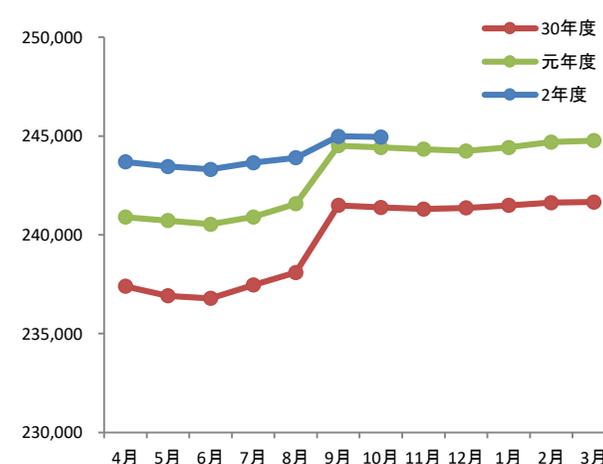
事業所数(件)



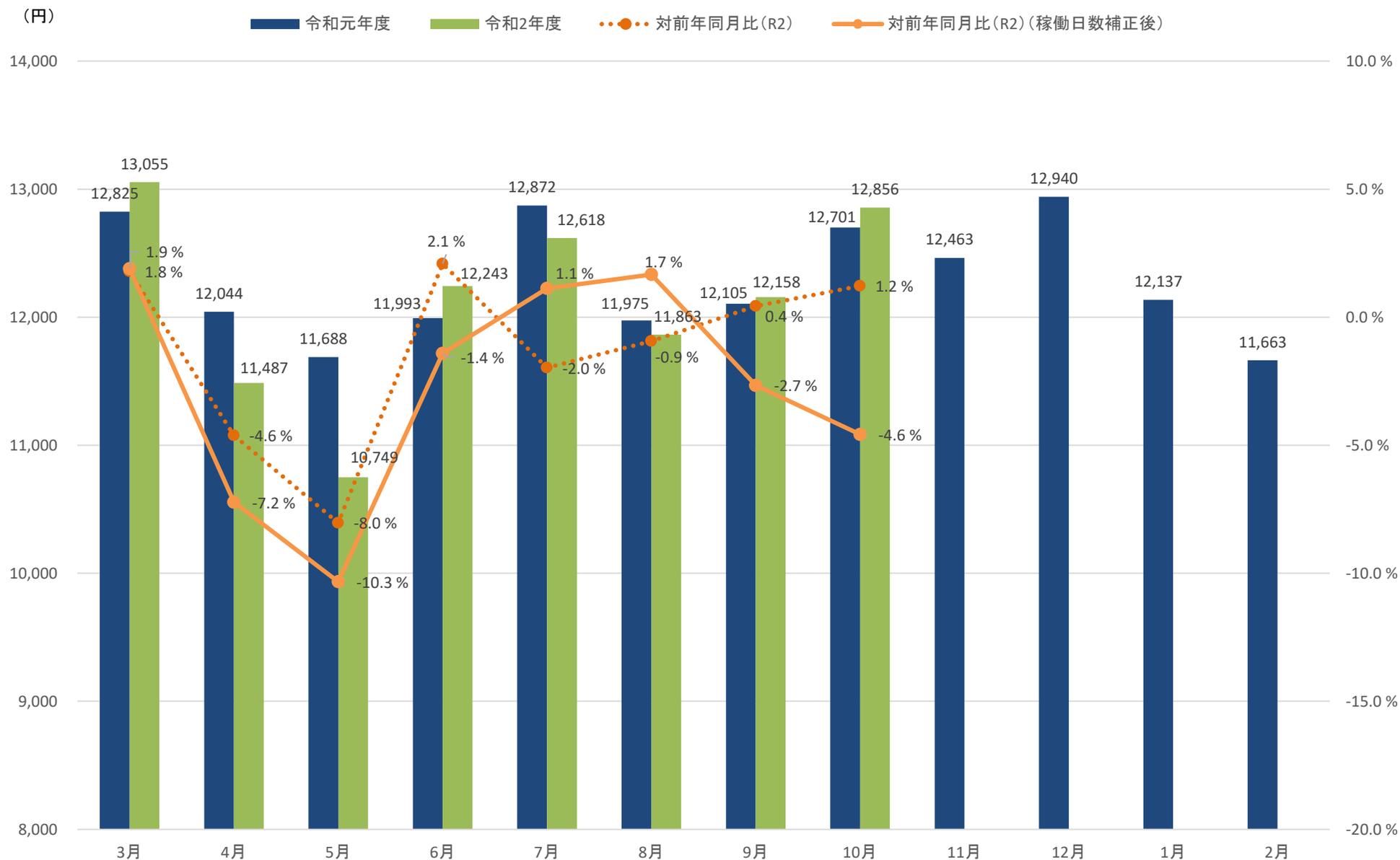
被保険者数(人)

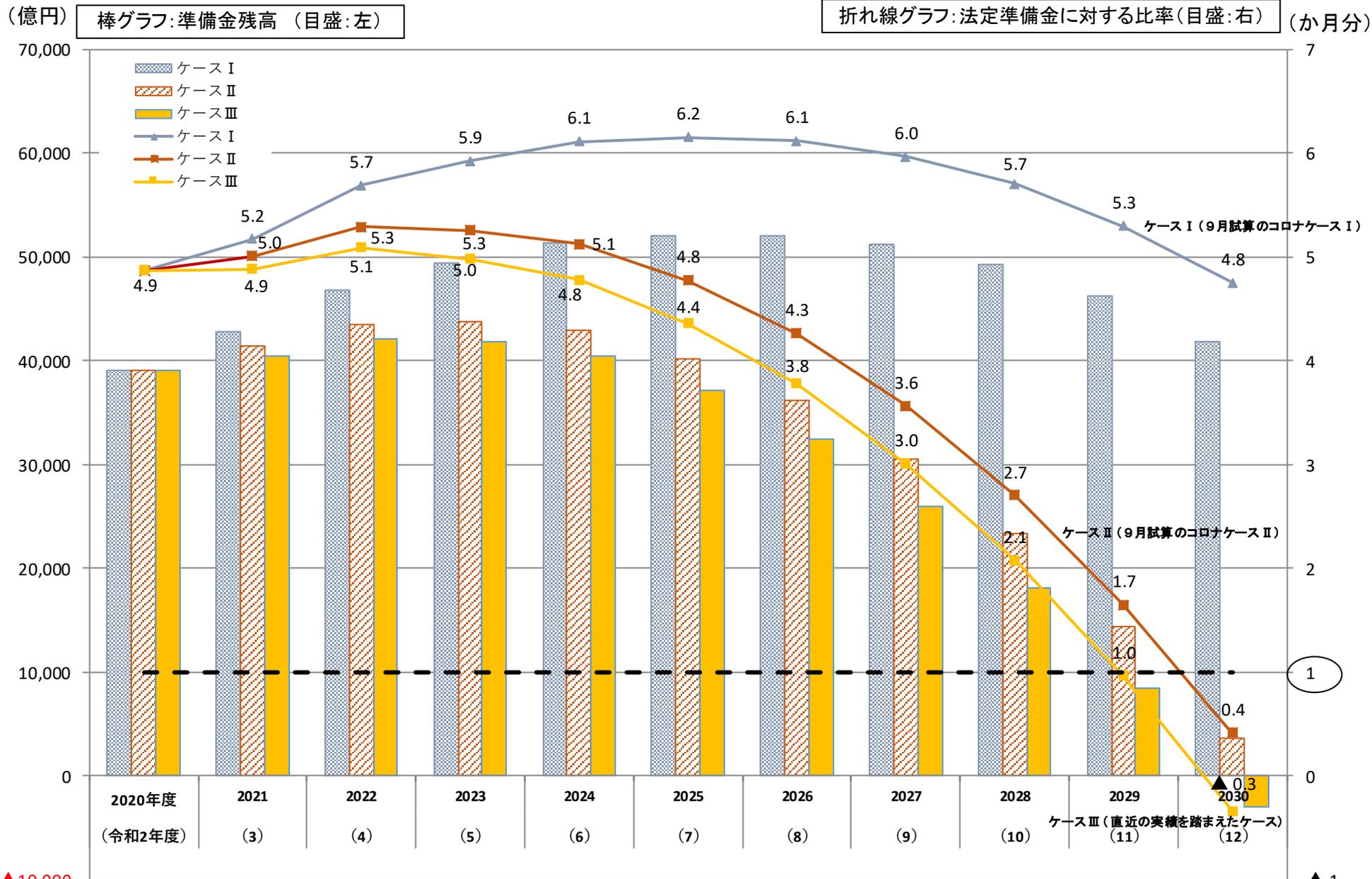


平均標準報酬月額(円)



加入者一人当たり医療給付費と対前年同月伸び率の推移





▲10,000

▲ 1

※ ケース I (9月試算のコロナケース I)とは、令和2年9月試算においてお示したコロナケース I の令和2年度の数値のみを置き換え、令和3年度以降の前提は同じとした場合、
 ケース II (9月試算のコロナケース II)とは、令和2年9月試算においてお示したコロナケース II の令和2年度の数値のみを置き換え、令和3年度以降の前提は同じとした場合、
 ケース III (直近の実績を踏まえたケース)とは、直近の協会けんぽの実績を踏まえて令和3年度の前提を設定した場合である。

令和2年度の都道府県単位保険料率

- 協会けんぽでは、年齢構成や所得の調整を行った後の「医療費の地域差」を反映した都道府県単位保険料率を設定。
- 全国平均は10.00%であり、最高は佐賀県の10.73%、最低は新潟県の9.58%である。

北海道	10.41%	石川県	10.01%	岡山県	10.17%
青森県	9.88%	福井県	9.95%	広島県	10.01%
岩手県	9.77%	山梨県	9.81%	山口県	10.20%
宮城県	10.06%	長野県	9.70%	徳島県	10.28%
秋田県	10.25%	岐阜県	9.92%	香川県	10.34%
山形県	10.05%	静岡県	9.73%	愛媛県	10.07%
福島県	9.71%	愛知県	9.88%	高知県	10.30%
茨城県	9.77%	三重県	9.77%	福岡県	10.32%
栃木県	9.88%	滋賀県	9.79%	佐賀県	10.73%
群馬県	9.77%	京都府	10.03%	長崎県	10.22%
埼玉県	9.81%	大阪府	10.22%	熊本県	10.33%
千葉県	9.75%	兵庫県	10.14%	大分県	10.17%
東京都	9.87%	奈良県	10.14%	宮崎県	9.91%
神奈川県	9.93%	和歌山県	10.14%	鹿児島県	10.25%
新潟県	9.58%	鳥取県	9.99%	沖縄県	9.97%
富山県	9.59%	島根県	10.15%	※ 全国平均では10.00%	

青森支部における保険料率の変遷

○協会けんぽでは、これまで全国一律であった保険料率を、地域の医療支出等に見合った保険料率とする「都道府県単位保険料率」を設定することとされた。

○なお、急激な保険料の変化を緩和するため、「令和2年3月31日」(令和元年度末)を期限とする激変緩和措置がとられていた。

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
青森支部 保険料率(%) (前年度比)	8.20	8.21 (+0.01)	9.35 (+1.14)	9.51 (+0.16)	10.0 (+0.49)	10.0	10.0	9.98 (△0.02)	9.97 (△0.01)	9.96 (△0.01)	9.96	9.87 (△0.09)	9.88 (+0.01)

全 国	平均保険料率(%) (前年度比)	8.20	8.20	9.34 (+1.14)	9.50 (+0.16)	10.0 (+0.5)	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	
	激変緩和措置	-	1/10	1.5/10	2/10	2.5/10	2.5/10	2.5/10	3/10	4.4/10	5.8/10	7.2/10	8.6/10	-
	変更時期 (納付月)	-	H21.10	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.5	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4
	国庫補助	13.0%		16.4%(財政特例措置)					16.4%(恒久措置)					
	単年度収支差 (億円)	▲2,290	▲4,893	2,540	2,589	3,104	1,866	3,726	2,453	4,987	4,486	5,948	5,399	-
	準備金残高 (億円)	1,539	▲3,179	▲638	1,951	5,055	6,921	10,647	13,100	18,086	22,573	28,521	33,920	-

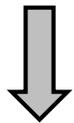
1. 令和3年度都道府県単位保険料率算定のポイント

- 令和3年度は、令和元年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%
- インセンティブ分の加算額は、0.004%から0.007%に変更。
- 4月納付(3月賦課)分の保険料率から新たな保険料率に変更

令和3年度 青森支部の保険料の試算

第1号都道府県単位保険料率 → 支部ごとの医療費にかかる部分

調整前の保険料率 : 6.3563%



年齢構成の違いによる医療費の差や、所得水準の違いによる財政力の差を調整する。
(年齢調整 : ▲0.2513% 所得調整 : ▲0.8844%)

調整後の保険料率 : 6.3563% + ▲0.2513% + ▲0.8844% = 5.2206%

... (A)

共通料率 → 現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等にかかる部分で全国一律

10%(平均保険料率) - 5.2947%(第1号全国平均) = 4.7053%

... (B)

精算分 → 令和元年度の医療給付費精算分

▲244百万円(令和元年度収支差) ÷ 941,128百万円(令和3年度総報酬額見込) × 100 = 0.0259%

... (C)

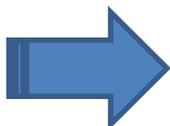
令和元年度の青森支部の収支差はマイナスとなったため、令和3年度において保険料率を引き上げる必要がある。

インセンティブ制度分 → 令和元年度のインセンティブ制度による加減算額

65百万円(令和元年度加減算額) ÷ 941,128百万円(令和3年度総報酬額見込) × 100 = 0.0069%

... (D)

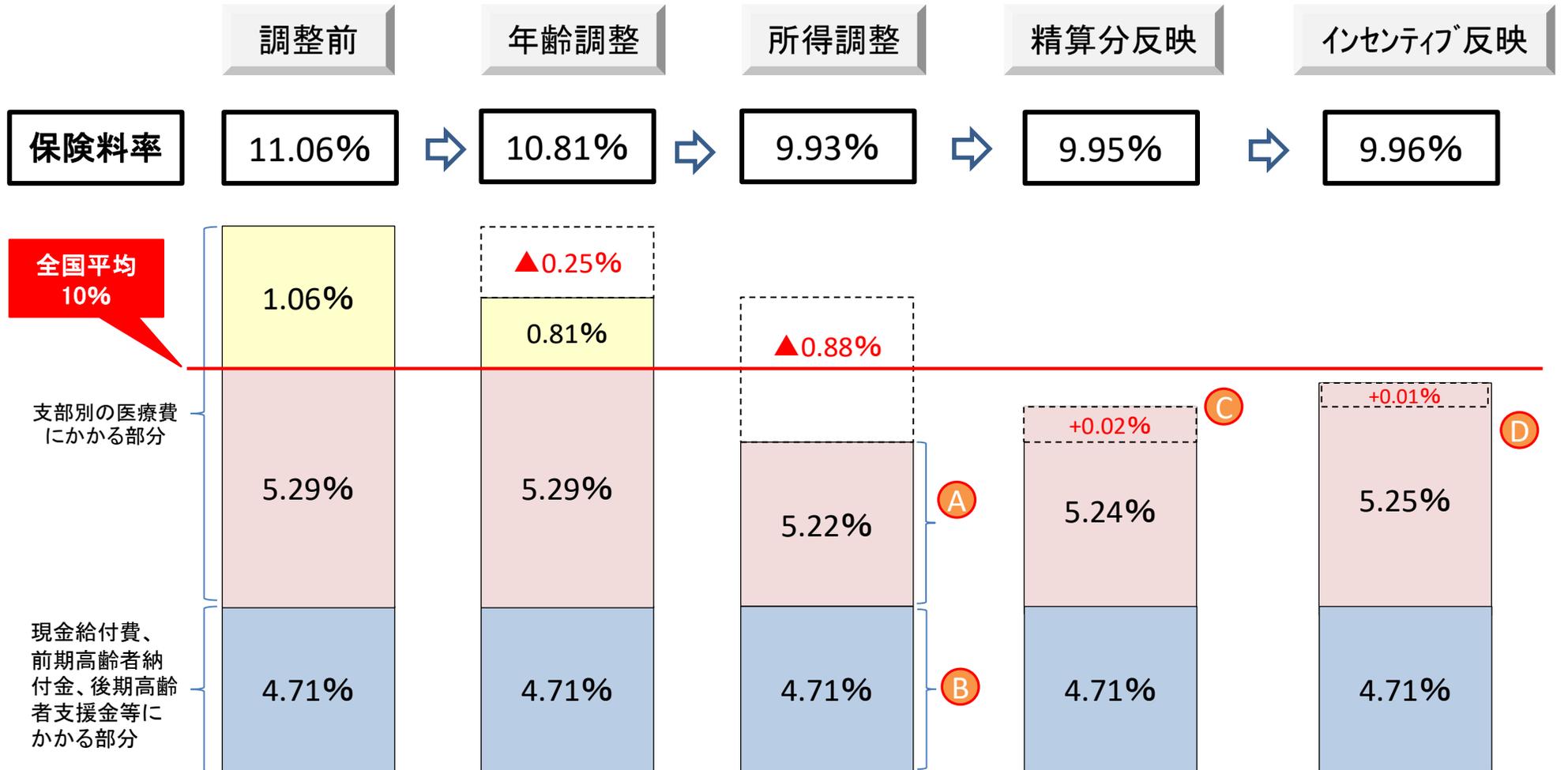
令和元年度の青森支部の実績は全国35位となりインセンティブ(報奨金)が付与されないため、令和3年度において保険料率を引き上げる必要がある。



(A) + (B) + (C) + (D) = 9.9587% ≒ 9.96%

注) 端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

令和3年度 青森支部の保険料の試算(イメージ)



注) 端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

3. 政府予算案を踏まえた収支見込(令和3年度)の概要について

協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		R1年度	R2年度		R3年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R2年12月) (b)	R2-R1 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R2年12月) (c)	R3-R2 (c-b)	
収入	保険料収入	95,939	94,432	▲ 1,506	98,596	4,163	H24-R2年度保険料率： 10.00% R3年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,113	12,719	606	12,456	▲ 263	
	その他	645	285	▲ 360	237	▲ 48	
	計	108,697	107,437	▲ 1,260	111,289	3,853	
支出	保険給付費	63,668	62,175	▲ 1,494	66,838	4,663	○R3年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R3年度均衡保険料率： 9.70%
	前期高齢者納付金	15,246	15,302	56	15,573	272	
	後期高齢者支援金	20,999	21,320	321	21,492	172	
	退職者給付拠出金	2	1	▲ 1	1	▲ 0	
	病床転換支援金	0	0	0	0	▲ 0	
	その他	3,383	3,430	47	4,497	1,067	
	計	103,298	102,227	▲ 1,071	108,400	6,173	
単年度収支差		5,399	5,209	▲ 189	2,889	▲ 2,320	
準備金残高		33,920	39,129	5,209	42,018	2,889	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和3年度都道府県単位保険料率における
保険料率別の支部数
(暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.68	1
10.45	1
10.36	1
10.30	1
10.29	3
10.28	1
10.26	1
10.24	1
10.22	3
10.18	1
10.17	1
10.16	1
10.11	2
10.06	1
10.04	1
10.03	2
10.01	1
10.00	1
9.99	1
9.98	1
9.97	1
9.96	1
9.95	1
9.91	1
9.87	1
9.84	1
9.83	2
9.81	1
9.80	1
9.79	2
9.78	1
9.74	2
9.72	1
9.71	1
9.66	1
9.64	1
9.59	1
9.50	1

23

23

令和3年度都道府県単位保険料率の
令和2年度からの変化
(暫定版)

令和2年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.15	+225	1
+0.13	+195	1
+0.11	+165	1
+0.10	+150	2
+0.08	+120	1
+0.07	+105	1
+0.06	+90	1
+0.04	+60	4
+0.03	+45	4
+0.02	+30	1
+0.01	+15	3
0.00	0	1
▲0.01	▲15	4
▲0.02	▲30	4
▲0.03	▲45	4
▲0.04	▲60	1
▲0.05	▲75	2
▲0.06	▲90	1
▲0.07	▲105	1
▲0.08	▲120	2
▲0.09	▲135	2
▲0.10	▲150	1
▲0.11	▲165	1
▲0.12	▲180	1
▲0.13	▲195	1
▲0.14	▲210	1

20

26

注1. 「+」は令和3年度保険料率が令和2年度よりも上がったこと、
「▲」は下がったことを示している。
注2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）
の増減である。

II. 令和3年度保険料率について【介護分】

介護保険の令和3年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和3年度は、令和2年度末に見込まれる不足分(466億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.80%(4月納付分から変更)とする。

(参考)

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.79%から令和3年4月以降に1.80%へ引き上げた場合の令和3年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 428円 (76,666円 → 77,094円) の負担増

〔月額〕 32円 (5,728円 → 5,760円) の負担増

(注1) 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.387月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和3年度の標準報酬月額(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額(1か月分)によって算定したものである。

令和3年度の介護保険料率と介護納付金について

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		R1年度	R2年度	R3年度	備考
		決算	直近見込 (R2年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R2年12月)	
収入	保険料収入	10,074	10,343	10,983	R1年度保険料率： 1.73% R2年度保険料率： 1.79% R3年度保険料率： 1.80% 納付金対前年度比 ⇒ + 242
	国庫補助等	515	-	-	
	その他	-	-	-	
	計	10,589	10,343	10,983	
支出	介護納付金	10,671	10,303	10,544	
	その他	-	21	-	
	計	10,671	10,324	10,544	
単年度収支差		▲ 82	19	438	
準備金残高		▲ 485	▲ 466	▲ 28	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

Ⅲ. 令和3年度保険料改定にかかるスケジュール

令和3年度都道府県単位保険料率及び事業計画・予算の決定に向けたスケジュール（現時点での見込み）

	1月	2月	3月
運営委員会	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">1/26</div> <div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 【議題】 ○ 定款変更について〈付議〉 （令和3年度都道府県単位保険料率等の決定） </div>	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">2/25 予備日</div>	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">3/17</div> <div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 【議題】 ○ 令和3年度事業計画・予算の決定 〈付議〉 </div>
支部評議会	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">支部長からの 意見の申出</div> <div style="text-align: center;">↑</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ・ 令和3年度都道府県単位 保険料率 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ・ 令和3年度支部事業計画 ・ 令和3年度支部保険者機 能強化予算 </div>		
その他		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">保険料率の広報等</div>	
(備考) 国		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">保険料率 の認可等</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">事業計画、 予算の認可等</div>

※ 運営委員会の議題については、令和2年12月末時点で想定されるものであり、変更があり得る。